

更新申請について【重要】

- 申請をされてから新しい小児慢性特定疾病医療受給者証がお手元に届くまで、概ね2ヶ月程度かかります（ただし、書類に不備があったり、小児慢性特定疾病医療意見書の内容に疑義が生じる場合には、2ヶ月を超えることがあります）。
- 更新の申請手続きは、医療受給者証に記載された有効期間内にお済ませください。

《全員共通で必要なもの》

①	☐ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（更新）兼 同意書 兼 登録者証申請書 申請者は被保険者（患児が国民健康保険に加入している場合は、住民票上の世帯主（世帯主が保護権を有していない場合は、患児の保護権を持つ方））になります。単身赴任等で被保険者が患児と同居していない場合、患者と同居している保護者が申請者になる事ができます。
②	☐ 小児慢性特定疾病医療意見書（継続申請用） 指定医のみが記載することができ、様式は指定医が国が指定している WEB サイトでダウンロードし記入することになっています（文書料はかかります）。医療意見書の有効期間は、申請日から起算して3カ月以内に記載されたものです。
③	☐ 世帯調書 記載例を参考に、同一の医療保険に加入している方々を記載してください。また、対象者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。 ※「個人番号（マイナンバー）の記載等に係る注意点」をご参照ください。
④	☐ 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類 「③世帯調書」に記載した方の個人番号（マイナンバー）を確認するため、以下の書類をお持ちください。 《個人番号確認書類》 個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行から3か月以内のもの） ※「個人番号（マイナンバー）の記載等に係る注意点」をご参照ください。 ※代理人による申請の場合でも、申請者本人の個人番号が確認できる書類が必要です。（なお、代理人による申請の場合は、別途「⑦委任状」も必要です）
⑤	☐ 窓口に来られる方の本人確認ができる書類 顔写真付きの本人確認書類1点又は顔写真付きでない本人確認書類2点のいずれかが必要です。 《1点で本人確認を行うもの》 マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 など 《2点で本人確認を行うもの》 国民年金手帳、小児慢性特定疾病や指定難病等の医療受給者証、特別児童扶養手当証書 など
⑥	☐ 医療保険の保険者への情報提供等についての同意書 区が医療保険者に所得区分の照会を行うために必要ですので、提出してください。
⑦	☐ 受診医療機関申請書 小児慢性特定疾病指定医療機関であることを確認の上、記入ください。 受給者証への表記は「全国の小児慢性特定疾病指定医療機関」となります。

令和6年12月2日から健康保険証（写し）の提出が不要になりました

令和6年12月2日をもって現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、マイナンバーを用いた情報連携により医療保険情報の確認を行うため、**令和6年12月2日以降、申請時に「健康保険証の写し」の提出は不要になりました。**

※申請書類にマイナンバーの記載がない場合、「健康保険証の写し（有効期間内のもの）」、「資格確認書の写し」、マイナポータルから確認できる「資格情報画面」を印刷したもの のいずれの提出が必要となります。また、マイナンバーを利用した情報連携により医療保険情報を確認できない場合にも提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

《該当する方のみ提出するもの》

⑧	☐ 医療意見書情報の研究等への利用についての同意書
	意見書の内容を治療研究基礎資料として利用されることに同意をいただける場合に提出してください。
⑨	☐ 住民税課税 (非課税) 証明書
	申請日が4月～6月の場合は前年度の証明書、申請日が7月～3月の場合は当年度の証明書が必要です。
	患児が国民健康保険組合に加入している方の場合、 <u>同一保険に加入している方全員分</u> （証明書で扶養となることが確認できる方の証明書は不要）。
	患児が被用者保険に加入していて、 <u>かつ被保険者が非課税の場合、被保険者分</u>
	※上記の2パターンに該当していない方でも、個人番号（マイナンバー）の利用を希望しない場合、荒川区で住民税等の課税資料を確認できない場合、提出が必要となります。
⑩	☐ 公的年金等の収入に係る申出書
	住民税非課税世帯の場合は提出してください。
⑪	☐ 公的年金等の収入の種類と金額を証明する書類 (年金振込通知等のコピー)
	住民税非課税世帯で、申請者が障害年金、特別児童扶養手当等を受給している場合は提出してください。
⑫	☐ 重症患者認定申告書
	今回申請する疾病により患児の病状が、申告書に記載の重症患者認定基準（①高額かつ長期または②重症度）に該当する場合は提出してください。
⑬	☐ 身体障害者手帳等のコピー又は障害年金証書のコピー
	「⑫重症患者認定申告書」を提出する場合、氏名と対象部位の障害の等級がわかる部分をご提出ください。
⑭	☐ 人工呼吸器等装着者証明書
	今回申請する疾病により人工呼吸器、体外式補助人工心臓及び埋め込み式補助人工心臓を装着しており、自己負担上限月額の特例の認定を受けることを希望する場合にご提出ください。
	証明書の有効期間は、申請日から起算して3か月以内に記載されたものです。
⑮	☐ 同一世帯の小児慢性特定疾病医療受給者証又は特定医療費指定難病受給者証のコピー
	自己負担上限月額の特例を希望する場合にご提出ください。
⑯	☐ 按分特例対象者の個人番号 (マイナンバー) が確認できる書類
	⑮按分特例の対象者が同一保険に加入していることを確認するため、ご提出ください。
⑰	☐ 委任状
	申請者の方以外が申請書類を提出する場合にご提出ください。（世帯調書にマイナンバーを記載した場合のみ）
⑱	☐ 保護証明書 (発行から3か月以内)
	生活保護、中国残留邦人等支援給付受給中の方（マイナンバー利用で省略可）
	☐ 健康保険証または資格確認書の写し
	申請書類にマイナンバーの記載がない場合、「健康保険証の写し」、「資格確認書の写し」、マイナポータルから確認できる「資格情報画面」を印刷したもの のいずれかの提出が必要になります。 また、マイナンバーを利用した情報連携により医療保険情報が確認できない場合にも提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。
	・国民健康保険の場合は、住民票上の世帯で、国民健康保険に加入している方全員分 ・国民健康保険組合の場合は、患児と同じ国民健康保険組合に加入している方全員分（別居の方も含む） ・被用者保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など）の場合は、申請者と患児分
	その他追加書類
	特定疾病療養受領証（マル長）を所持している場合はそのコピー
	里親や児童養護施設長が申請者の場合、児童相談所が交付する受診券（マル児受診券）のコピー
	患児と同一保険に加入している方が荒川区外にお住まいで、申請書類にマイナンバーの記載がない場合は、住民票（世帯全員、続柄あり、発行から3か月以内）が必要になります。